

別記第1号様式（第6条関係）

年度経営体質強化に向けた牛群改良加速化事業実施計画（実績）書

区分	内容	事業量	事業費（円）	負担区分		備考
				道費補助金 （円）	その他（円）	
合計						

※その他必要に応じ、積算に係る資料を添付すること。

別記第2号様式(第7条、第15条関係)

年度 補助金等交付申請書

年 月 日

北海道知事 様

住所  
申請者  
氏名 (法人の場合は、法人の  
名称及び代表者の氏名)

事業(事務)名 \_\_\_\_\_

上記の事業(事務)に関し補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業(事務)の目的及びその概要

2 事業(事務)の着手及び完了の予定期日

着手 年 月 日  
完了 年 月 日

3 補助金等交付申請額 金 円

( 本件責任者 氏名・連絡先  
担 当 者 氏名・連絡先 )

別記第3号様式(第7条、第15条関係)

事業計画(実績)書

設立年月日	
申請者の営む 主な事業	
補助事業等の 内容	
補助事業等の 実施による効果 (成果)	
備考	

- 注 1 補助事業等の内容は、詳細に記載すること。
- 2 補助金等の交付を受けようとする者が法人以外の団体の場合にあつては、その運営の状況を「備考」欄に記載すること。
- 3 事業主体が地方公共団体であるときは、「設立年月日」及び「申請者の営む主な事業」欄は削除して使用すること。
- 4 「補助事業等の実施による効果(成果)」欄は、具体的な数値を用いるなど詳細かつ具体的に記載することとし、交付申請の場合は補助事業の実施による効果を、実績報告の場合は補助事業の実施による成果を記載すること。

別記第4号様式(第7条関係)

補助金等交付申請額算出調書

区分	補助事業等に要する経費			補助対象経費	補助基準により算出した額	補助基本額	補助率	補助金等交付申請額	備考
	単価	数量	金額						
	円		円	円	円	円		円	
合計									

- 注 1 「区分」欄には、事務又は事業の名称（必要があるときは、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項）を記載すること。
- 2 「補助事業等に要する経費」欄には、当該補助事業等に係る経費の総額を記載するものとし、「単価」、「数量」欄が不用のときは斜線で抹消すること。
- 3 「補助対象経費」欄には、当該補助事業等のうち、補助の対象となる部分に係る経費の額を記載すること。
- 4 「補助基準により算出した額」欄には、補助基準（額）が定められているときはその基準により算出した額を記載し、補助基準が定められていないときは斜線で抹消すること。
- 5 「補助基本額」欄には、当該補助金等の算出の基礎となるべき額を記載すること。
- 6 定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消すること。

別記第5号様式(第7条関係)

経費の配分調書

区 分	補助事業等に要する経費	負 担 区 分					備 考
		道費補助(申請)額	自 己負担額	道費補助金以外の補助金等の額	寄附金	その他	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- 注 1 「区分」欄には、経費名又は細分された事業(事務)名を記載すること。
- 2 「負担区分」欄中「その他」の欄には、当該補助事業等に要する経費を支弁するための財源として、「道費補助(申請)額」欄、「自己負担額」欄、「道費補助金以外の補助金等」欄又は「寄附金」欄に記載すべき収入金以外の収入金があるときは、その額を記載し、かつ、その収入金の内容を「備考」欄に記載すること。
- 3 「備考」欄には、必要に応じ積算の基礎その他必要な事項を記載すること。
- 4 「負担区分」欄を「道費補助(申請)額、自己負担額、道費補助金以外の補助金等、寄附金、その他」以外に細分する必要がある場合は、適宜欄を追加して使用すること。

別記第6号様式(第7条関係)

事業予算書

事業(事務)名 \_\_\_\_\_

収入の部

科目				金額	備考
款	項	目	節		
				円	

支出の部

科目				金額	備考
款	項	目	節		
				円	

上記のとおり議決されていることを証明します。

年 月 日

〇〇市(町村)長(氏名)

- 注
- この様式には、当該補助事業等に係る予算のみを記載すること。
  - 当該補助事業等に係る予算が議決されていない場合は、この様式中「上記のとおり議決されていることを証明します。」を「上記のとおり予算案を提出することを確約します。」に改めて使用すること。
  - 補助事業者等が市町村である場合は、「収入の部」には当該補助事業等に係る特定財源(道費補助金、国庫支出金、地方債等)のみを記載し、備考欄に予算の区分(一般会計又は特別会計)を記載すること。
  - 「科目」欄の区分は、標準を示したものであるので補助事業等における通常の予算区分がこれと異なるときは、その区分に従い記載して差し支えない。
  - 市町村以外の者がこの様式を使用する場合は、この様式中「〇〇市(町村)長(氏名)」を訂正して使用すること。
  - 「備考」欄には、必要に応じ、算出基礎その他必要な事項を記載すること。

別記第7号様式(第7条関係)

資 金 収 支 計 画 書

(単位 千円)

区分	科目	月												計	備考	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			4
収 入																
	計															
支 出																
	計															
収支 差額	当月分															
	累 計															

注 1 この計画書は、補助事業等に係る月別収支計画について作成すること。ただし、申請者が地方公共団体である場合、当該補助事業等が実績で申請すべきこととされているものである場合及び当該補助事業等の内容が建設工事である場合については、この計画書の作成を要しないものとする。

2 当該補助事業等の実施のために借り入れた金額がある場合は、「科目」欄に「借入金」と記載し、かつ、借り入れた月に当該借入金の額を表示すること。

年 月 日

北海道知事 様

住 所  
申請者  
氏 名 { 法人の場合は、法人の  
名称及び代表者の氏名 }

補助金に係る消費税等仕入控除税額について

年 月 日付け（記号）第 号指令で補助金の交付決定を受けた経営体質強化に向けた牛群改良加速化事業補助金について、同指令条件第 号の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額	金	円
2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の確定申告に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額	金	円
4 要補助金返還相当額（3－2）	金	円

{ 本件責任者 氏名・連絡先  
担 当 者 氏名・連絡先 }

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）
- ・消費税確定申告書付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の内訳を記載した書面（別記 8 号様式別紙）
- ・補助事業者等が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が 5 パーセント以下であることを確認できる資料

5 当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載  
[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済みのもの）
- ・2割特例の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における「税額控除に係る経過措置の適用（2割特例）」を選択した消費税確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）
- ・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセントを超えることを確認できる資料

補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の内訳

補助事業者等

課税売上割合 95%以上	個別対応方式	一括比例配分方式	課税売上割合	%
--------------	--------	----------	--------	---

区 分	補助対象 経 費 ①	①の内訳		②のうち 消費税等 相当額 ③	③の内訳			仕入控除 税 額 ⑥	補助率等 ⑧	補助金に係 る消費税等 仕入控除 税 額 ⑦×⑧
		課税対象 ②	非 課 税		課税売上 対 応 ④	共通売上 対 応 ⑤	非 課 税 売上対応			
	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円
計								⑦		

注1 「③の内訳」欄については、課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。

2 「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。

(1) 課税売上が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の事業者の場合 … ③=⑥

(2) 課税売上が5億円超え、又は課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合 … ④+ [⑤× (課税売上割合)]

(3) 課税売上が5億円超え、又は課税売上割合が95%未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合 … ③× (課税売上割合)

（記号）第 号指令

（補助事業者）

年 月 日付けで申請のあった経営体質強化に向けた牛群改良加速化事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称、経費、補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費	補助金の額	完了期限
経営体質強化に向けた牛群改良加速化事業	円	円	年 月 日

- 2 北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、経営体質強化に向けた牛群改良加速化事業補助金交付等要綱（令和5年8月22日畜産第1149号農政部長通知。以下「要綱」という。）、及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 3 補助事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければなりません。ただし、補助事業の目的に変更をきたさない場合で、その事業費について、30パーセント以内の減額については、この限りではありません。
- 4 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 8 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。

- 9 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 10 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。
- 11 補助事業等実績報告の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定にする仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
- 12 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、要綱別記第 3 号様式により、その金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。
- また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 6 月 10 日までに、知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければなりません。
- 13 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 14 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければなりません。
- 15 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
  - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
  - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 16 前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときには、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければなりません。

- 17 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 18 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 19 第 6 項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

別記第 10 号様式（第 8 条関係）

（記号）第            号  
                         年 月 日

（補助事業者）様

北海道知事        印

補助金の不交付の決定について（通知）

年 月 日付けで申請のあった経営体質強化に向けた牛群改良加速化事業に係る補助金の交付については、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

記

補助金を交付しない理由

（            部            課            係）

年度補助金等交付申請取下書

年 月 日

北海道知事 様

住所  
補助事業者等 氏名 ( 法人の場合は、法人の  
名称及び代表者の氏名 )

事業(事務)名 \_\_\_\_\_

上記の事業(事務)に関して、 年 月 日付け(記号)第 号指令で補助金等の交付の決定を受けましたが、次の理由によりその交付申請を取り下げます。

(取下げの理由)

( 本件責任者 氏名・連絡先  
担 当 者 氏名・連絡先 )

- 注 1 この様式は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服がある場合において、当該交付申請を取り下げるときに使用すること。
- 2 この様式には、取下げの理由の参考となる事項を記載した書類を添付すること。

別記第12号様式(第10条関係)

年度補助事業等中止(廃止)承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

住所  
補助事業者等 氏名 ( 法人の場合は、法人の  
名称及び代表者の氏名 )

事業(事務)名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け(記号)第 号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記  
の事業(事務)について、次の理由によりその執行を中止(廃止)したいので申請します。

(中止又は廃止の理由)

( 本件責任者 氏名・連絡先  
担 当 者 氏名・連絡先 )

- 注 1 この様式は、補助金等の交付の決定を受けた事業又は事務を中止し、又は廃止しようとする場合に使用すること。
- 2 「 年 月 日付け(記号)第 号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。
- 3 この様式には、申請時点における当該補助事業等の進ちょく状況(廃止の場合を除く。)その他必要と認められる事項を記載した書類を添付すること。

別記第 13 号様式 (第 11 条関係)

年度補助事業等執行遅延 (不能) 報告書

年 月 日

北海道知事 様

補助事業者等 住所  
氏名 ( 法人の場合は、法人の  
名称及び代表者の氏名 )

事業 (事務) 名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け (記号) 第 \_\_\_\_\_ 号指令で補助金等の交付の決定を受けた上  
記の事業 (事務) について、次の理由により予定の期間内に完了する見込みがない (その遂行が  
困難となった) ので報告しますから指示をお願いします。

(遅延又は遂行困難の理由)

( 本件責任者 氏名・連絡先  
担 当 者 氏名・連絡先 )

- 注 1 この様式は、補助金等の交付の決定を受けた事業又は事務の執行が遅延し、又は困難  
となった場合に使用すること。
- 2 「 \_\_\_\_\_ 年 月 日付け (記号) 第 \_\_\_\_\_ 号指令」については、当初の交付決定  
の年月日、番号を記載すること。
- 3 この様式には、報告時点における当該補助事業等の進ちよく状況その他必要と認めら  
れる事項を記載した書類を添付すること。

別記第14号様式(第12条関係)

年度補助事業等変更承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

住所  
補助事業者等 氏名 ( 法人の場合は、法人の  
名称及び代表者の氏名 )

事業(事務)名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け(記号)第 号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記の事業(事務)について、その計画を次の理由により変更したいので関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金等交付決定額 金 円
- 2 変更後の補助金等申請額 金 円
- 3 変更の理由

( 本件責任者 氏名・連絡先  
担 当 者 氏名・連絡先 )

- 注 1 この様式は、補助事業等の内容の変更、補助事業等に要する経費の配分の変更等の承認申請の場合に使用すること。
- 2 「 年 月 日付け(記号)第 号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。
- 3 この様式に添付する関係書類は、交付申請の際の関係書類の様式によるものとし、変更後の計画(変更されない部分を含む。)を上段に、変更前の計画を下段に括弧書きで記載して、変更前と変更後の内容を対比できるように作成すること。
- なお、記載事項に変更がない関係書類については、添付を省略し、その旨を付記することとして差し支えないものとする。

別記第 15 号様式 (第 13 条関係)

## 事業遂行状況報告書

- 1 補助事業者名
- 2 事業完了予定 年 月 日
- 3 実施状況

年 月 日現在

費 目	実 施 計 画		実 績		進 捗 率 B/A	支 出 済 額	備 考
	区 分	事業費 A	区 分	事業費 B			
		円		円	%	円	

別記第 16 号様式（第 14 条関係）

畜産第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け畜産第 号指令の補助金に係る経営体質強化に向けた牛群改良加速化事業を当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けられた条件その他法令の規定に従い、善良な管理者の注意をもって遂行することを命じます。

年 月 日

北海道知事 印

（ 部 課 係）

別記第17号様式(第15条関係)

補助事業等実績報告書

年 月 日

北海道知事 様

補助事業者等 住所  
氏名 ( 法人の場合は、法人の  
名称及び代表者の氏名 )

事業(事務)名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け(記号)第 号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記  
の事業(事務)は、年 月 日完了したので、関係書類を添えて報告します。

口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号

振込先銀行等の名称	支店名	口座番号
		普通 当座

( 本件責任者 氏名・連絡先  
担 当 者 氏名・連絡先 )

- 注 1 「年 月 日付け(記号)第 号指令」については、当初の交付決定  
の年月日、番号を記載すること。
- 2 「口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号」欄については、口座振替払を希望す  
る場合に記載すること。
- 3 補助事業等の期間が2年度以上にわたる場合で、道の会計年度が終了したときに使用  
する場合は、この様式中「完了」とあるのを「執行」と訂正して使用すること。

別記第18号様式(第15条関係)

補助金等精算書

区分	計 画				実 施				補 助 率	補助金等の 交付の決定		補助金 等精算 額	補助金 等領収 済額	補助金 等精算 額に対 する領 収未済 額 (L-M)	補助事業等に係る 経費の債務確定額			不用額 (K-L)	備考
	補助事 業等に 要する 経費	補助対 象経費	補助基 準によ り算出 した額	補 助 基本額	補助事 業等に 要した 経費	補助対 象経費	補助基 準によ り算出 した額	補 助 基本額		年 月 日 番 号	金 額				支 払 済 額	支 払 未 済 額	計		
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計																			

- 注 1 「区分」欄には、事務又は事業の名称（必要があるときは、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項）を記載すること。
- 2 「計画」欄には、申請の際の額（変更の承認（達による変更を含む。）があったときは、変更後の額）を記載すること。
- 3 「補助金等の交付の決定」欄中「年月日番号」欄には当初の交付決定の年月日、番号を記載し、「金額」欄には交付決定額（変更（達による変更を含む。）があったときは、変更後の額）を記載すること。
- 4 「補助金等精算額」欄には、実施に係る補助基本額(H)に補助率(I)を乗じて得た額を記載すること。ただし、補助金等の算出が他の方法によっている場合は、その方法により算出した額を記載し、かつ、「備考」欄にその算出方法を明記すること。
- 5 定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消すること。
- 6 「補助事業等に係る経費の債務確定額」欄中「支払済額」欄には、間接補助事業等の場合にあつては補助事業者等が間接補助事業者等に交付する補助金等の支払済額を記載すること。

別記第19号様式(第15条関係)

事業精算書

事業(事務)名 \_\_\_\_\_

収入の部

科 目				予 算 額		精 算 額	内 訳		備 考
款	項	目	節	当 初	更正後の額		収入済額	収入未済額	
				円	円	円	円	円	

支出の部

科 目				予 算 額		精 算 額	内 訳		不 用 額	備 考
款	項	目	節	当 初	更正後の額		支出済額	支出未済額		
				円	円	円	円	円	円	

上記のとおり精算したことを証明します。

年 月 日

〇〇市(町村)長 (氏 名)

- 注 1 この様式には、当該補助事業等に要した経費のみを記載すること。
- 2 「科目」欄の区分は標準を示したものであり、補助金等の交付を受けた者における通常の予算及び決算の区分がこれと異なるときは、それぞれ補助事業者等の区分に従い記載して差し支えないこと。
- 3 「予算額」欄中「更正後の額」欄には、補助事業者等の議決機関等における最終の更正後の額(予算の流用による更正後の額を含む。)を記載すること。
- 4 「収入未済額」及び「支出未済額」欄には、債権又は債務が確定している額を記載し、かつ、債務者又は債権者の住所氏名を「備考」欄に記載すること。
- 5 補助事業者等が市町村である場合は、「収入の部」には当該補助事業等に係る特定財源のみを記載し、備考欄に予算の区分(一般会計又は特別会計)を記載すること。
- 6 「不用額」欄には、「更正後の額」(更正していない場合には、「当初」)欄に記載した額から「精算額」欄に記載した額を控除した額を記載すること。
- 7 市町村以外の者がこの様式を使用する場合は、この様式中「〇〇市(町村)長(氏名)」を訂正して使用すること。

（記号）第            号  
                         年 月 日

（補助事業者）様

北海道知事        印

補助金の額の確定について（通知）

年 月 日提出の補助事業等実績報告書を審査（及び実地検査）した結果、事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので、通知します。

記

補助金の確定額        金                    円

（            部                    課                    係）

別記第21号様式(第17条関係)

補助金等概算払申請書

年 月 日

北海道知事 様

補助事業者等  
住所  
氏名 ( 法人の場合は、法人の  
名称及び代表者の氏名 )

事業(事務)名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け(記号)第 号指令で交付の決定を受けた上記の事業(事務)に係る補助金等について、概算払を受けたいので申請します。

記

- 1 補助金等交付決定額 金 円
- 2 既に概算払を受けた額 金 円
- 3 今回概算払申請額 金 円
- 4 申請の理由
- 5 口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号

振込先銀行等の名称	支店名	口座番号
		普通 当座

( 本件責任者 氏名・連絡先  
担当者 氏名・連絡先 )

- 注 1 「 年 月 日付け(記号)第 号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。
- 2 「5 口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号」欄については、口座振替払を希望する場合に記載すること。
- 3 建設工事に要する経費に係る補助金等の場合にあつては、申請額の算出の基礎を記載した書類(でき形検査調書等)を添付すること。

別記第 22-1 号様式 (第 18 条関係)

(記号) 第 号達

(補助事業者)

年 月 日付け畜産第 号指令による経営体質強化に向けた牛群改良加速化事業に係る補助金の交付の決定を、次の理由により取り消します。

年 月 日

北海道知事 印

取消しの理由

( 部 課 係)

別記第 22-2 号様式 (第 18 条関係)

(記号) 第 号達

(補助事業者)

年 月 日付け畜産第 号指令による経営体質強化に向けた牛群改良加速化事業に係る補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金 金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印

- 1 取消しの理由
- 2 返還すべき補助金は、別に北海道知事が発行する納入通知書により納付すること。
- 3 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

( 部 課 係)

別記第22-3号様式（第18条関係）

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け畜産第 号指令による経営体質強化に向けた牛群改良加速化事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消すとともに、補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 変更後の補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助事業 等 名	変更前			変更後		
	補助対象経費		補助金 の 額	補助対象経費		補助金 の 額
	区分	金 額		区分	金 額	
		円	円		円	円

（ 部 課 係）

別記第22-4号様式（第18条関係）

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け畜産第 号指令による経営体質強化に向けた牛群改良加速化事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金 金 円の返還を命じるとともに、補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき補助金は、別に北海道知事が発行する納入通知書により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。
- 5 変更後の補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助事業 等 名	変更前			変更後		
	補助対象経費		補助金 の 額	補助対象経費		補助金 の 額
	区分	金 額		区分	金 額	
		円	円		円	円

（ 部 課 係）

別記第22－5号様式（第18条関係）

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け畜産第 号指令による経営体質強化に向けた牛群改良加速化事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金 円の返還を命じます。

年 月 日

北海道知事 印

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき補助金は、別に北海道知事が発行する納入通知書により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

（ 部 課 係）

年 月 日

北海道知事 様

補助事業者  $\left( \begin{array}{l} \text{法人の場合は、法人の} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$

年度経営体質強化に向けた牛群改良加速化事業交付決定前着手届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手いたしたいので、お届けします。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担すること。
- 2 補助金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

区分	事業内容	事業量	事業費 (円)	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理 由

$\left( \begin{array}{l} \text{本件責任者 氏名・連絡先} \\ \text{担 当 者 氏名・連絡先} \end{array} \right)$